

3月28日(日)・4月4日(日) 転入・転出等の届出窓口を開設(市役所本庁舎)

市では、転入・転出などが集中する3月下旬と4月上旬の日曜日に、住所異動届出などの臨時受付を行います。

とき 3月28日(日)、4月4日(日)
いずれも午前8時30分〜午後5時
ところ 市役所

【取扱業務/担当課】

● 転入・転出・転居、印鑑登録、住基カードの申請、各種証明発行の受付(電子証明不可) / 市役所1階市民課 ☎2998-9087 FAX2998-9061

● 国民健康保険、国民年金の手続き / 市役所1階国保年金課 ☎2998-9061 FAX2998-9087

● 後期高齢者医療保険の申請 / 市役所1階福祉総務課 ☎2998-9113 FAX2998-1114

● 介護保険の申請 / 市役所1階介護保険課 ☎2998-9420 FAX2998-9410

● 児童手当・児童扶養手当の受付、乳幼児、ひとり親家庭等の医療費助成に関する受付 / 市役所2

7

階こども支援課 ☎2998-9124 FAX2998-9035

● 新入学・転入学の手続き / 市役所1階(特設窓口)学校教育課 ☎2998-9238 FAX2998-9167

● 市税の納付・納税相談 / 市役所2階収納課 ☎2998-9073 FAX2998-9409

● 取扱業務等の詳細は、各担当課へお問い合わせください。

【注意事項】
▼ 出張所等の窓口は、開設しません。
▼ 日曜日に休業している関係機関への問い合わせが必要は、手続できないことがあります。

▼ ご来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。

市では、住民票の写し等の申請、転入・転出等の届け出および婚姻・離婚等の届け出の際には必ず本人確認をさせていただきます。

住民票の写し等の申請、転入・転出の届け出および戸籍の届け出の際の本人確認が義務化されています

市では、住民票の写し等の申請、転入・転出等の届け出および婚姻・離婚等の届け出の際には必ず本人確認をさせていただきます。これは、第三者が本人になりすます等不正な手段による届け出を防止し、住民基本台帳の記録の正確性を確保するためのものです。届け出の際には、運転免許証、パスポート、顔写真付きの住民基本台帳カード等をお持ちください。



詳細は、市ホームページ(「市民課窓口」で検索)でご案内しています。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ 市民課

☎2998-9087
FAX2998-9061



印鑑登録制度のご案内

～登録は正しい手続きで～

近年、印鑑登録や印鑑証明に関する事件・トラブルが発生しています。印鑑登録は、個人の印鑑を公に登録印として証明する重要な手続きです。

市では、印鑑登録の手続きや印鑑登録証明書の交付には慎重を期しています。印鑑登録などの手続きは正しく行うようお願いします。

登録できる方 ▶ 所沢市の住民基本台帳に記録されている方 ▶ 所沢市の外国人登録原票に登録されている方

◎15歳未満の方と成年被後見人の方は登録できません。

登録できる印鑑 注文中で作ったもの(印影の大きさは8~25mm)

◎氏または名のみでも登録できますが、氏名の入ったものが望ましい。

登録できない印鑑 ▶ 機械で大量に作られたもの(認印等) ▶ 変形しやすいもの(ゴム・合成樹脂製等) ▶ キズがあるものや外枠がないもの ▶ 本人の氏名であると判断できないもの

印鑑登録ができる場所 市役所1階市民課、各出張所(正午〜午後1時を除く)。なお、各市民課サービスコーナーでは登録できません。

手続きの方法 下図「印鑑登録の方法」を参照

印鑑登録証の交付 印鑑登録完了後、印鑑登録証(カード)を交付
印鑑登録証明書の交付 市民課、各出張所、所沢駅サービスコーナー、狭山ヶ丘サービスコーナーで交付(1通200円)

注意事項 ▶ 印鑑登録証明書の交付を申請するには印鑑登録証を必ずお持ちのうえ、交付申請書に必要な事項を正確に記入してください。▶ 印鑑登録証がない場合は印鑑登録証明書は交付できません。▶ 印鑑登録証は登録印と同様に大切なものです。ご本人が大切に保管してください。

◎詳細は、市ホームページ(「印鑑登録申請」で検索)でご覧になれます。

問い合わせ 市民課 ☎2998-9087 FAX2998-9061

印鑑登録の方法

